

長岡市告示第152号の10

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市デイサービスセンターよいたの管理及び運営に関し必要な事項を次のように定めたので、長岡市老人デイサービスセンター条例（平成4年長岡市条例第33号）第7条第2項の規定に基づき告示します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 利用時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 休館日
日曜日
- 3 利用時間及び休館日を定める期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで